

組合の方針を決定し、労働協約を締結!!

—2012年度熊本大学教職員組合定期大会報告—

【7月20日に定期大会を開催】

予定通り、7月20日（金）の18:00から、全学教育棟B-202教室において、2012年度の定期大会を開催しました。

開会挨拶において、本年度の定期大会は、「国家公務員の給与改定及び給与の臨時特例に関する」法律に対応した給与問題に取り組むため、例年とは異なり、直面する給与問題の方針を議論し、年間の活動方針は秋以降に臨時大会を開催して決定することが説明された後、第1号議案「2011年度活動・決算・監査報告」、第2号議案「『国家公務員の給与改定及び給与の臨時特例に関する法律』に対応した給与問題について」、第3号議案「2012年度予算案」が議論され、いずれも承認されました。

第2号議案では、「今回の使用者提案に合意し、労働協約を締結して、運営費交付金の削減額が確定した時点で交渉し、『凍結』分の返却、引き下げ額の圧縮、代償措置の獲得を目指す」こと、全大教が提起している裁判闘争（未払い賃金請求闘争）は再交渉の結果を見て検討することを決定し、あわせて再交渉までの取り組みを検討しました。

なお、今回決定した「2012年度予算」は年間の活動方針が決定されても対応可能なように余裕をもたせて編成しましたが、修正の必要が生じた場合は臨時大会で修正することが確認されています。

【7月31日に労働協約を締結】

7月20日以降、熊本大学使用者と文章表記の調整を行ない、7月31日に「国家公務員の給与の『臨時特例』に対応した組合員の給与の取扱いに関する労働協約」を締結しました。

この労働協約には、7月11日の団体交渉の際に組合が盛り込むべきとした次の3項目すべてを合意することが使用者との間で確認されています。

- ・支給を停止した給与の取扱いは、運営費交付金の削減額が確定した時点で団体交渉を行なって決定すること。
- ・運営費交付金の削減額が確定して給与を引き下げの場合は、引き下げ額を最小限にするよう努力すること。
- ・組合が提示した事項の実施を検討すること。

労働協約の全文は右にあげるとおりです。ご確認ください。

【個々人の支給停止額をご確認ください】

なお、8月1日から減額＝支給停止となる教職員各個人々の減額率・支給停止額は、個々人の給与明細表の備考欄に記載されます。ご自分の減額率・支給停止額をご確認ください。

国家公務員の給与の「臨時特例」に対応した組合員の給与の取扱いに関する労働協約

国立大学法人熊本大学（以下「甲」という。）と熊本大学教職員組合（以下「乙」という。）は、労使関係に関する労働協約（平成16年8月4日締結）第11条に基づき、平成24年7月11日開催の団体交渉において、双方が合意した給与の取扱いに関する事項に関し、次のとおり締結する。

（適用範囲）

第1条 本協約は、乙の組合員に適用する。

（平成24年8月1日から平成26年3月31日までの間の給与減額に関する確認）

第2条 甲は、平成24年5月11日に「次の予算編成の際に国家公務員と同等の給与削減額を算定して運営費交付金を削減する」という政府の方針が示され、文部科学省からも要請があったことを受けて対応を検討した結果、平成24年8月1日から平成26年3月31日までの間、給与を減額改定して、支給する。

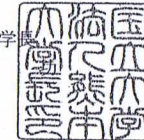
（団体交渉に関する確認）

第3条 甲は、政府の方針に基づく具体的な運営費交付金の削減内容が判明次第、速やかに乙に情報を提供し、前条により減額改定した給与の取扱いについて、団体交渉を行うものとする。

その団体交渉にあたっては、甲は、経営判断上可能な範囲において、給与水準を最大にするよう努力するとともに、平成24年7月11日開催の団体交渉において、乙から提示があった事項の検討状況を説明することとする。

平成24年7月31日

国立大学法人熊本大学
谷口



熊本大学教職員組合執行
磯部



| | | |
|------------|-------------|---|
| 赤煉瓦 | 熊本大学教職員組合 | |
| | No.5 | 内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/ |
| | 2012. 7. 31 | |